

安芸高田市  
パートナーシップ  
制度

## パートナーシップ制度

### とは

一方、または双方が性的マイノリティの2人が、  
「互いを人生のパートナーとして  
日常生活で相互に協力し合うこと」  
を宣誓した書類などを市に提出した際に、  
「受領証」と「受領カード」を交付する制度です。

### 安芸高田市パートナーシップ制度の対象となる方

- 2人のうち一方、または双方が性的マイノリティの方
  - 一方が市内に住所がある、または市内へ転入予定(宣誓日から14日以内)
  - 双方が成年に達している
  - 双方に配偶者(事実上の婚姻関係を含む)がない
  - 双方ともに宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていない
  - 2人の関係が、民法第734条から第736条までに規定されている「婚姻をすることができない」者同士ではない(直系血族、3親等内の傍系血族または直系姻族ではない)
- ※1人が養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できません。

# 制度利用の流れ

## 1 宣誓日の予約

一週間前までに予約してください。

予約先 人権多文化共生推進課

〈電話〉0826-42-5630 〈FAX〉0826-47-1206 〈Mail〉zinkentabunka@city.akitakata.lp  
〈宣誓可能日時〉月～金(年末年始・祝日・8月6日を除く) 8時30分～16時15分

## 2 宣誓

予約した日時に、宣誓場所(原則安芸高田市役所本庁舎)へ2人揃ってお越しください。

パートナーシップ宣誓書記入

用紙は市が用意します。

※自ら記入できないときは代書も可能です。

必要書類の提出

- ・住民票または住民票記載事項証明書
  - ・配偶者がいないことを証明できる書類(戸籍謄本など)
  - ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
  - ・通称名の使用を希望する場合は通称名を証明する書類
- ※詳細はお問い合わせください。

## 3 「宣誓書受領カード」「宣誓書受領証」発行



パートナーシップ宣誓書 受領カード

安芸高田市パートナーシップ制度に関する宣誓の取扱い要綱の規定に基づき、宣誓書を受領したことを証します。

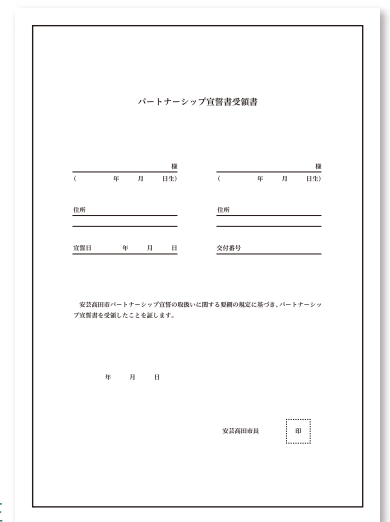
● 本人  
氏名 \_\_\_\_\_  
年 月 日生 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

● パートナー  
氏名 \_\_\_\_\_  
年 月 日生 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

宣誓日 年 月 日 \_\_\_\_\_  
交付番号 \_\_\_\_\_

安芸高田市長 印

宣誓書受領カード



パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_  
( 年 月 日) ( 年 月 日)

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

宣誓日 年 月 日 交付番号 \_\_\_\_\_

安芸高田市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

安芸高田市長 印

宣誓書受領証

## パートナーシップ制度 よくある質問

結婚との違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ制度は市が独自で行う制度であり、法的効力がありません。

必要では？相談体制の確立が

性的マイノリティに関する相談の窓口は、専門の相談員を配置している既存の機関や人権相談など、ホームページ、広報紙や啓発パンフレット等に掲載するなど周知を図ります。

受領証交付のメリットは？

愛し合っている2人の関係が形になり、各種行政サービス等も利用できるようになります。

利用できる行政サービス(市ホームページ)